



令和5年5月30日
海上保安庁

和歌山県潮岬沖における新たな推薦航路の運用開始

～船舶交通の安全をより一層確保するために～

海上保安庁では、国際海事機関（IMO）へ提案していた和歌山県潮岬沖の推薦航路が令和4年11月11日に採択されたことを受け、令和5年6月1日（日本時間午前9時）に同海域へ新たに推薦航路を設定し、運用を開始します。

- 和歌山県潮岬の沿岸は、東京湾、伊勢湾、大阪湾などを結ぶ海上交通の要衝となっており、外国船舶を含む船舶の通航量が多く、加えて漁業活動も活発な海域です。推薦航路の設定により船舶交通の整流化が図られるとともに、国際的にも認知され安全性の向上が期待されます。
- なお、本推薦航路は、伊豆大島西岸沖の推薦航路（平成30年1月運用開始）に続き、わが国2例目となります。

推薦航路とは

海上人命安全条約（SOLAS条約）第V章第10規則に基づき、国際海事機関（IMO）が航路を指定する制度のひとつで、中心線を定めることにより、対面通航を推奨するものです。



【潮岬沖推薦航路】

※推薦航路は、海図上に航路の中心線、航行方向が記されるほか、航路の西端位置、東端位置及び適用海域の範囲を示す位置にバーチャル AIS 航路標識 (V-AIS) のシンボルマーク (⊕ ⊗) が記載されます。

※推薦航路は、潮岬灯台の南3.5海里以内を航行する船舶に対して適用されません。



【潮岬沖での船舶の航行状況】